

所得税・消費税の

決算申告相談会

税務署では、令和7年1月から申告書等控えに収受日付印の押なつを行わないため、当相談会で税理士による代理送信をご利用ください

下記日程表をご参照のうえ、事前に商工会まで予約をお願いいたします
《商工会職員は決算申告業務に携わることができません》



Yukari Matsuoka

日時

2025年2月18日(火)・27日(木)
3月5日(水)・10日(月)

9:30-17:00(受付16:00まで) *下表のとおり

予約制

講師

松岡ゆかり 税理士

会場

南山城村商工会館 研修室

定員

各日先着7名様 ※要予約

*一事業所様の相談時間は、最大50分までとなります。

相談
無料

2月18日
(火)

2月27日
(木)

3月5日
(水)

3月10日
(月)

① 9:30-

① 9:30-

① 9:30-

① 9:30-

② 10:30-

② 10:30-

② 10:30-

② 10:30-

③ 11:30-

③ 11:30-

③ 11:30-

③ 11:30-

④ 13:00-

④ 13:00-

④ 13:00-

④ 13:00-

⑤ 14:00-

⑤ 14:00-

⑤ 14:00-

⑤ 14:00-

⑥ 15:00-

⑥ 15:00-

⑥ 15:00-

⑥ 15:00-

⑦ 16:00-

⑦ 16:00-

⑦ 16:00-

⑦ 16:00-

予約

南山城村商工会

☎ 0743-93-0100

【予約受付:1月6日~】

相談日に必要書類
をお忘れなく!!

※裏面チェックリストを
ご参照ください

南山城村商工会

☎0743-93-0100

<https://minamiyamashiro.kyoto-fsci.or.jp/>



所得税・消費税の

決算申告相談チェックリスト

予約日



月

日()

/ 午前
午後

時

分～

相談日にお持ちいただくもの



※	USBメモリまたはCD-R	e-taxまたは代理送信したデータを保存しておく媒体をお持ちください。 商工会ではデータの保存をいたしません。	
1	昨年の確定申告等控え	令和5年確定申告控え/(青色)決算書/(白色)収支報告書 等	
2	マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカード(写しによる確認の場合は、表面及び裏面の写しが必要)	
3	マイナンバーカードをお持ちでない方 «右記①+②をご準備ください»	①<番号確認書類> 通知カードやマイナンバーの記載のある住民票の写し等のうちいずれか1つ ②<身元確認書類> 運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポート等のうちいずれか1つ	
4	扶養している者や事業専従者がいる方	その者のマイナンバーが分かるもの	
5	税金の還付を受ける申告をされる方	申告される方名義の預貯金口座番号がわかるもの	
6	給与収入がある方	申告する年分(令和6年)の給与所得の源泉徴収票	
7	公的年金等を受給されている方	申告する年分(令和6年)の公的年金等の源泉徴収票	
8	事業所得等その他収入がある方	収入金額及び必要経費が分かる書類等 ※ 事業所得、不動産所得等のある方は、青色申告決算書又は 収支内訳書を作成して(下書きが収入及び経費等をそれぞれ集めたメモでも可) お持ちください	
9	医療費控除を受ける方	医療費控除の明細書、医療費通知(原本)	
10	社会保険料控除を受ける方	社会保険料(国民年金保険料)控除証明書等(※1)	
11	小規模企業共済等掛金控除を受ける方	支払った掛金額の証明書(※1)	
12	生命保険料・地震保険料控除を受ける方	保険会社等が発行する支払額などの証明書(※1)	
13	寄附金控除を受ける方	寄附した団体などから交付を受けた寄附金の受領証(※2)	
14	予定納税をされている方	予定納税額が記載された通知書等金額がわかるもの	
15	消費税申告をされる方	令和4年&令和5年の消費税申告書控え	
		はじめて消費税申告をされる方は、令和4年の所得税控え	
		中間納付がある方は通知書	
		税率ごとに区分された帳簿等※ ※簡易課税制度をご利用の場合、それぞれの税率ごとの売上が把握できるもの。 ※簡易課税制度をご利用の場合で2種以上の業種を営む場合はそれぞれの売上が把握できるもの。 ※本則課税制度をご利用の場合、標準および軽減税率の両方の取引がある方は、それぞれの税率ごとの売上・仕入・各経費額の把握できるもの。	
		インボイス登録された方は登録通知番号の用紙	

※1 給与所得者が既に年末調整で控除を受けている場合は不要です。

※2 ふるさと納税「ワンストップ」特例の適用を受けた方が確定申告を行う場合には、「ワンストップ」特例の適用を受けることができませんので、「寄附金受領証明書」が必要です。

*** (特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受ける方、住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別控除・住宅特定改修特別控除などを受ける方は事前に窓口設置のパンフレットをご参照ください。

※ここでは確定申告の際にお持ちいただくもののうち、主なものを掲載しております。ご不明な点がありましたら事前に商工会までお問合せください。